

制限付き一般競争入札実施要綱

規定（経） 第 16 号

制定 令和 8年 3月 1日

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、千葉都市モノルール株式会社（以下「会社」という。）が発注する建設工事並びに建設工事に係る測量、建設コンサルタント及び地質調査業務委託（以下「建設工事等」という。）に係る制限付き一般競争入札の実施に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（対象工事等）

第 2 条 制限付き一般競争入札の対象となる建設工事等は、原則として会社が発注するすべての工事等とする。ただし、建設工事等契約事務取扱要領第 18 条各項に該当する場合（随意契約）はこの限りではない。

（入札参加資格）

第 3 条 次に掲げるものは入札に参加できないものとする。

- （1）当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- （2）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- （3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項 各号に掲げる者
- （4）手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者
- （5）開札日前 6 か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
- （6）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所による更生手続開始決定がなされていないもの
- （7）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所による再生計画認可決定がなされていないもの
- （8）千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿、千葉市建設工事入札参加資格者名簿及び千葉市測量・コンサルタント入札参加資格者名簿に記載されていない者
- （9）千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和 60 年 8 月 1 日施行）に基づく指名停止措置等を、入札参加資格確認申請期限の日から開札日までの間に受けている者
- （10）前各号のほか、必要と認めて定める者

2 前項に定めるもののほか、入札参加者は、建設工事等の種類又は性質により、次に掲げる入札参加資格を設けたときは、必要とされる当該資格を有する者でなければならない。

- (1) 格付等級
- (2) 経営事項審査結果通知書における一定値以上の総合評定値
- (3) 同種の施工又は履行実績
- (4) 技術者の配置
- (5) 前各号のほか、必要と認めて定める要件

(入札参加資格等の審査)

第4条 建設工事等を一般競争入札により実施する場合は、公告を行う前に、入札参加資格要件に関することを建設工事等指名業者選定審査会の審査を受け、社長の決裁を得るものとする。

(公告)

第5条 公告は、対象工事等を工事等発注表（様式第1号）により行うものとする。

2 工事等発注表により公表する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 業種
- (2) 工事等の名称（委託名）
- (3) 施工場所（履行場所）
- (4) 工事概要（委託概要）
- (5) 工期（履行期間）
- (6) 資格要件
- (7) 申込期間
- (8) 入札保証金
- (9) その他

3 公告は、開札日の前日から起算して、少なくとも10日前までに行うものとする。

(入札参加申請)

第6条 入札への参加を申込みとする者（以下「申請者」という。）は、公告に定める期限までに次に掲げる書類のうち公告で定められた書類を提出するものとする。

- (1) 入札参加申請書
- (2) 工事等発注表の資格要件を証明する契約書等の写し
- (3) その他公告で求めている資料

2 入札参加申請は、工事等発注表の申込場所に持参する、もしくは郵便による送付について次に掲げる要件すべてに該当する場合に受け付ける。

- (1) 書留・簡易書留またはレターパックプラス（赤色）の送付であること。

(2) 申請締め切り日までに会社へ届いていること。

3 郵便による送付の場合、入札参加申請書及び次に定める書類を送付するものとする。

- (1) 入札参加申請書
- (2) 工事等発注表の資格要件を証明する契約書等の写し
- (3) 連絡が取れる入札担当者の名刺
- (4) その他公告で求めている資料

4 入札参加申請書の送付先は以下のとおりとする。

〒263-0012 千葉市稲毛区萩台町 199-1

千葉都市モノレール株式会社総務部経理課

【案件名】入札担当者宛

(043-287-8217)

(入札参加の申込期間)

第7条 入札参加の申込期間は公告しなければならず、原則5日間（土日祝日を除く）とする。

2 申込期間内に申し込みがない場合は、制限付き一般競争入札の手続きを中止する。その後資格要件等の見直しを諮り、再度公告して制限付き一般競争入札を実施する。なお、工期が迫っている等、やむを得ない場合は、その理由を審査会に示した上、指名型競争入札とすることができる。

(入札参加申請書受領通知)

第8条 会社は入札参加申請書を受領した際に、申請締め切り日から2日以内（土日祝日を除く）

に入札参加申請書受領通知を送付しなければならない。

2 入札参加申請書受領通知は、代表取締役社長印を省略することとする。

3 入札参加申請書受領通知には、入札保証金について指示しなくてはならない。

(設計図書の配布等)

第9条 設計図書は、原則として公告と同時に配布するものとする。ただしセキュリティ上問題があるものに関してはこの限りでない。

(質問回答書)

第10条 入札参加希望者は公告された案件について、申請期間において質問回答書にて内容の確認をすることができる。経理課宛に質問回答書をメールで送付し、回答は公告に追加する形で行うこととする。

(郵便入札)

第11条 郵便による入札を受け付ける。詳細な必要事項は別途定める（以下「制限付一般競争入

札に係る郵便入札実施要領」) こととするが、次に掲げる要件をすべて該当する場合に受け付けることとする。ただし、入札回数は1回とし、再度入札は原則認めないこととする。

- (1) 書留・簡易書留またはレターパックプラス(赤色)の送付であること。
- (2) 入札日前日までに会社に届いていること。
- (3) 制限付一般競争入札に係る郵便入札実施要領を遵守していること。

(開札)

第12条 開札は申請者が1人である場合にあっても、原則として執行するものとする。

- 2 開札により、予定価格以下で最低制限価格が設定されている場合は最低制限価格以上で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを「落札候補者」とし、落札決定を保留するものとする。

(落札者の決定)

第13条 落札者の決定にあたっては、別に定めるところにより、落札候補者の入札参加資格の有無の確認及び入札参加資格がないと認める場合の理由の審査を行うものとする。

- 2 資格確認の結果、落札候補者について入札参加資格があると認めた場合は、当該落札候補者を落札者と決定しなければならない。落札者が決定した際に、会社は速やかに落札者に連絡し、落札者を公告しなければならない。
- 3 落札者の決定は、原則、開札日の2営業日後までに行うものとする。
- 4 資格確認の結果、落札候補者について入札参加資格がないと認めた場合は、そのものの入札を無効とし、当該候補者に対し一般競争入札参加資格確認結果通知書により通知を行うものとする。
- 5 前項の場合において、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格が設定されている場合は最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札候補者としていた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内で当該候補者に次いで低い価格をもって有効な入札を行ったものを新たな落札候補者とし、資格確認を行うものとする。この場合において、次順位者について入札参加資格がないと認めた場合は、そのものの入札を無効とし、順次、同様にして入札参加資格があると認めるものが確認されるまで資格確認を行うものとする。

(秘密の保持)

第14条 入札参加資格確認申請に係る書類等は、申請者に返還せず、及び公表しないものとする。

(補則)

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和8年3月1日から施行する。